

## 自主行動計画の「フォローアップ指針」(骨子案)

平成 29 年 4 月 14 日  
中小企業庁 取引課

各業界で策定された自主行動計画においては、経済産業省・中小企業庁が定める業種横断的な「フォローアップ指針」を踏まえて、業界における計画の進捗状況を確認していく方針としている。

以下のような各論点について検討をしながら、5 月頃に、「フォローアップ指針」について決定し、その後各団体において具体的な検討を進めて頂くこととする。

**基礎的事項**

1. 調査主体 : 自主行動計画策定団体
2. 調査対象 : 各団体所属の会員企業
3. 対象取引 : 総論としては、下請ガイドラインと同様、狭義の下請取引(下請法対象取引)に限定するものではない。ただし、個別の調査項目について、自主行動計画で対象取引を特定している場合には、その範囲と同一とする。
4. 調査結果 : 策定団体が調査してとりまとめ。その結果を経済産業省等の担当課に提出。中小企業庁はとりまとめて、中小企業政策審議会取引問題小委員会又は下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議に結果概要を報告するとともに、公表。

**業界団体が行うフォローアップ調査について**

5. フォローアップ調査の趣旨
  - (1) 「未来志向型の取引慣行に向けて」(平成 28 年 9 月 15 日)に基づく取組について、自主行動計画を策定する団体自らが結果や課題を定量的に把握することにより、対策の浸透、自主行動計画に基づく取組の実効性を確保する。
6. 実施ステップ・時期 (PDCA サイクル)
  - (1) 調査の実施: 仕組み構築の予定や結果、取引条件の改善結果 <平成 29 年 9 ~10 月頃>  
\*調査負担の軽減のため、下請ガイドラインのフォローアップ調査などとの共同実施を念頭に置く。
  - (2) 結果のとりまとめ、報告、公表: 取組の成果・課題の確認 <平成 29 年内>
  - (3) 取組の見直し: 調査結果を踏まえた自主行動計画の見直し <平成 30 年 1

～3月>

7. 調査事項：別紙のとおり

- (1) 改善状況や課題の把握、比較可能性の確保の観点から、経済産業省・中小企業庁において調査事項や選択肢の例示を示すこととする。これらを参考に、それぞれの自主行動計画に記載された事項を踏まえて、調査事項や選択肢を調整し、決定する。
- (2) 行動の結果を確認すると同時に、今後の改善に向けた課題や理由を把握できるような調査項目とするよう留意する。
- (3) 調査項目は一定の整理の下で簡潔なものとするが、用語の定義や趣旨については、記載要領等を作成し、補足説明を行うこととする。

以上